

2023年11月

## わが国におけるカーボン・クレジット市場の最新事情 —グリーントランスフォーメーション(GX)・脱炭素(カーボンニュートラル) の実現に向けて—

弁護士 宮川 賢司 藏野 舞 香川 遼太郎

2023年4月には日本版排出量取引制度としてのGXリーグPhase1(試行段階)が開始され、同年10月には、東京証券取引所においてJクレジットの取引所取引が開始されている。日本全体の脱炭素化を実現する上でカーボン・クレジット等の活用が重要となるが、課題も存在する。

本ニュースレターでは、国内外のカーボン・クレジットを巡る議論の最新事情を概観しつつ、カーボン・クレジット取引への取り組み方を検討する。

### I. カーボン・クレジット等に関する動向(日本国内)

#### 1. グリーントランスフォーメーション(GX)リーグ

2022年6月に経済産業省より公表されたカーボン・クレジット・レポート<sup>1</sup>を踏まえ、日本版排出量取引市場として「グリーントランスフォーメーション(GX)リーグ」の実証実験が2022年9月から始められ、2023年4月には本格稼働がスタートした<sup>2</sup>。EUETSなど海外における排出量取引市場と比較して、GXリーグは以下の特徴を有する。

<sup>1</sup> 下記経済産業省リンク参照。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220628003/20220628003.html>

なお、カーボン・クレジット・レポートの詳細については、下記 Newsletter 参照。

[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins12\\_pdf/220629.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins12_pdf/220629.pdf)

<sup>2</sup> 下記 GX リーグ事務局のリンクにより、2023年2月からGXリーグ参画企業の募集が正式に開始されている。

<https://gx-league.go.jp/howtojoin/>

## (1) GXリーグ、GX-ETS及びカーボン・クレジット市場の関係

- GXリーグは、GX関連の政策等を議論するためのプラットフォームであり、企業はこれに参加することでルールメイキングに主体的に参加できる。また、GXリーグでは、当面の間は参加企業がダッシュボードを通じてGHG削減目標及び達成状況等を開示することで、日本企業全体のGX対策を牽引することが期待されている。2023年6月30日現在、GXリーグには製造業、サービス業、金融機関等多くの業種から600社以上が参加している<sup>3</sup>。
- GXリーグ参加企業は、自主的な排出量取引制度(以下「GX-ETS」という。)に参加する必要がある。2023年9月末時点において、GXリーグ及びGX-ETSへの参加は各企業の任意でありまた参加企業による目標達成について法的な遵守義務等は課されていないが、2023年2月にGXリーグ事務局が公表した「GX-ETSの概要」<sup>4</sup>によれば、2026年頃から参加企業による遵守義務を課す等の規律強化が検討されている。現状の公表資料に基づく、GX-ETSは以下のとおり整理できる。
  - GXリーグ参加企業は、国内の直接・間接排出削減につき自主目標を設置し、その排出量実績を算定・報告することが求められる。
  - 2030年度以降、GXリーグ参加企業のうち、2030年度46%削減等(NDC)相当分以上のGHG削減を達成した企業には、一定のルールに従って超過削減枠が付与される。2024年10月末以降超過削減枠の取引が開始される予定であり、当該企業はこの超過削減枠を売却できる。
  - GXリーグ参加企業のうちNDC相当分のGHG削減を達成できなかった企業は、適格カーボン・クレジット(例えばJクレジット・JCMクレジット)とのオフセット等の対応が必要になる。
- 上記のGXリーグ及びGX-ETSとは別に、東京証券取引所において、カーボン・クレジットを取引する市場としての「カーボン・クレジット市場」(以下「カーボン・クレジット市場」)が開設されている<sup>5</sup>。カーボン・クレジット市場は、Jクレジット等の取引を活性化し価格を発信するための市場であると言える。GX-ETSとの相違点については以下の通りである<sup>6</sup>。
  - 東京証券取引所におけるカーボン・クレジット市場の取引対象は、2023年10月時点において、J-クレジットに限定される。
  - カーボン・クレジット市場の参加者となるには、東京証券取引所に申し来み、登録を受ける必要がある。

## (2) タイムライン

GXリーグ及びGX-ETSについて、以下のようなタイムラインが想定されている。

- 2023年4月から2026年3月頃まで:第1フェーズ(自主参加をベースとする試行期間)
- 2026年4月頃から2033年3月頃まで:第2フェーズ(規制強化を含むGXリーグ/GX-ETSの本格稼働)

<sup>3</sup> 下記GXリーグリンク参照。

<https://gx-league.go.jp/member/>

<sup>4</sup> 脚4のリンクにおいて、参考資料「02\_GX-ETSの概要」として公表されている。

<sup>5</sup> 下記JPXリンク参照。

<https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/index.html>

<sup>6</sup> 下記カーボン・クレジット市場に係る制度要綱参照。

<https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/market-system/nlsgeu000006f14i-att/aocfb40000001o61.pdf>

- 2033年4月頃移行:第3フェーズ(発電部門について段階的なオークションの導入を含む更なる発展)

### (3) 取扱い対象のカーボン・クレジット

GX-ETSは、日本のカーボン・クレジット市場の中心的存在であり、GX-ETSにおいていかなるカーボン・クレジットを取扱い対象とするかは検討課題である。この点、潜在的には以下のカーボン・クレジット(及びそれを裏付として発行されるトークン等)を取扱い対象とすることが考えられる。

表:国内外のカーボン・クレジットの制度・種別

制度の実施主体／対象 プロジェクトの所在地	国内	海外
政府等の公的機関	超過削減枠(下記①参照) J-クレジット(下記②参照)	二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism(JCM))(下記③参照)
NGO等の民間団体	Jブルークレジット <sup>7</sup>	Verified Carbon Standard(VCS)等の海外ボランタリー・クレジット

#### ① 超過削減枠

##### ✓ 定義

2023年2月にGXリーグ事務局が公表した「GXリーグ規程」<sup>8</sup>第3条によれば、「GXリーグ規程第6章第3節に定めるGXリーグ参画企業の排出削減量であり、GXリーグ事務局が発行する温室効果ガスの量(温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあつては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたもの)」と定義されている。

##### ✓ クレジットの種類

GXリーグは参加が任意であり厳密な意味でのキャップが課されていないためEUETSと単純に比較することは難しいが、超過削減枠はいわゆる「ベースライン&クレジット」型<sup>9</sup>ではなく、「キャップ&トレード」型<sup>10</sup>に類するものと言える。従って、個別のGHG排出削減プロジェクトではなく、GXリーグ参加企業のGHG排出量(国内直接排出量)が問題となる。

##### ✓ クレジットの創出対象等

☆ GXリーグ参加企業の国内直接排出(Scope1)<sup>11</sup>を対象とする。

<sup>7</sup> Jブルークレジットとは、ジャパンプルーエコノミー技術研究組合(JBE)が制度管理者となり、2020年よりブルーカーボンに特化して認証を行う国内ボランタリー・クレジット制度をいう(下記リンク参照)。

<https://www.blueeconomy.jp/credit/>

<sup>8</sup> 脚注4のリンクにおいて、「GXリーグ規程」として公表されている。

<sup>9</sup> 「GHG排出削減プロジェクトを対象に、そのプロジェクトが存在しなかった場合の排出量及び炭素吸収・炭素除去量(以下「排出量等」という。)の見通し(ベースライン排出量等)と実際の排出量等(プロジェクト排出量等)の差分について、MRV(モニタリング・レポート・検証)を経て、国や企業等の間で取引できるよう認証したもの」をいう。

<sup>10</sup> 「特定の組織や施設からの排出量に対し、一定量の排出枠を設定し、実排出量が排出枠を超過した場合、排出枠以下に抑えた企業から超過分の排出枠を購入する仕組み」をいう。

<sup>11</sup> 各企業のGHG排出量は、測定する範囲によって異なるが、一般的には以下のScope1乃至Scope3が問題とされる(詳細は、下記環境省リンク参照)。

Scope1:事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

- ◇ NDC 相当排出量よりも実排出量が少ない場合に、その差分について付与される<sup>12</sup>。
- ✓ GX-ETS における取扱い
  - 超過削減枠が日本政府(パブリックセクター)の策定する合理的なルールに基づいて発行される限り超過削減枠の質は高いものと評価できるため、実際に超過削減枠が発行される段階になればこれを GX-ETS で取り扱うことについて障害は少ないものと考えられる。
- ✓ タイムライン
  - 以下のようなタイムラインが想定されている<sup>13</sup>。
  - ◇ 2023 年 9 月 29 日まで: GX リーグ参加企業による目標提出
  - ◇ 2023 年 12 月末日途: ダッシュボードにおいて上記目標を公表
  - ◇ 2024 年 10 月末: GX リーグ参加企業による 2023 年度排出削減実績の報告
  - ◇ 2024 年 10 月以降: 超過削減枠の取引開始

## ② Jクレジット

- ✓ 定義
  - 「省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO2 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO2 等の吸収量を日本政府が認証して発行されるクレジット」をいう<sup>14</sup>。
- ✓ クレジットの種類
  - 日本国内における GHG 排出削減プロジェクトを促進する制度に基づくクレジットであり、いわゆる「ベースライン&クレジット」型のクレジットである。
- ✓ GX-ETS における取扱い
  - 2023 年 2 月に GX リーグ事務局が公表した「GX-ETS における第1フェーズのルール」<sup>15</sup>によれば、適格カーボン・クレジットとされている。また、カーボン・クレジット市場においても取引が認められている。

## ③ 二国間クレジット(JCM クレジット)

- ✓ 定義

Scope2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3: Scope1、Scope2 以外の間接排出(いわゆるサプライチェーン全体における排出)

[https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/estimate.html](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html)

<sup>12</sup> 下記の「GX 情報関連リンク集」のうち、「GX リーグにおける排出量取引に関する学識有識者検討会(第 2 回)資料、01\_来年度から本格稼働する GX リーグにおける排出量取引の考え方について(2)」9 頁以下参照。

<https://gx-league.go.jp/topic/#mtg02>

<sup>13</sup> 2023 年 8 月 23 日開催の GX 実行会議(第7回)資料1「我が国のグリーン転フォーメーション実現に向けて(西村 GX 実行推進担当大臣兼経済産業大臣提出資料)」33 頁参照

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx\\_jikkou\\_kaigi/dai7/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/dai7/index.html)

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx\\_jikkou\\_kaigi/dai7/siryou1.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/dai7/siryou1.pdf)

<sup>14</sup> 下記環境省リンク参照。

<https://japancredit.go.jp/about/outline/#about>

<sup>15</sup> 脚注 4 のリンクにおいて、参考資料「03\_GX-ETS における第1フェーズのルール」として公表されている。

「パリ協定第 6 条に基づく制度であり、日本国とプロジェクト実施国間の取り決めに基づき、日本が有する優れた脱炭素技術・製品・システム・サービス・インフラ等を提供し、これにより実現した GHG 排出削減・吸収を認証し発行されるクレジット」をいう<sup>16</sup>。

✓ クレジットの種類

日本政府と覚書を締結したプロジェクト実施国における GHG 排出削減プロジェクトを促進する制度に基づくクレジットであり、「ベースライン & クレジット」型のクレジットである。

✓ GX-ETS における取扱い

2023 年 2 月に GX リーグ事務局が公表した「GX-ETS における第 1 フェーズのルール」によれば、適格カーボン・クレジットとされている。

一方、2023 年 9 月時点において、カーボン・クレジット市場における取扱いが開始されていないが、カーボン・クレジット市場において取扱いが認められれば、JCM クレジットの取引価格等が明確になり、JCM クレジットの供給拡大につながると期待されている。JCM クレジット創出拡大のために、2022 年 4 月、経済産業省等から「民間による JCM(二国間クレジット制度)活用のための促進策のとりまとめに向けた提言」が公表されている<sup>17</sup>。この提言を踏まえ、民間企業主導の JCM プロジェクト活性化による JCM クレジットの供給拡大が期待される。

## 2. ESG 関連のその他施策

カーボンニュートラル実現に向けて、広く ESG 関連では以下のような施策もとられている。気候変動対策を含む ESG 対策はもはや CSR の領域を超えているので、各企業は自らの成長と気候変動対策が両立するような戦略の立案が必要となっている。

### (1) 企業開示関連

#### ① サステナビリティ情報等の非財務情報の開示充実

2023 年 1 月 31 日、サステナビリティ情報開示に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正が公布施行されている<sup>18</sup>。同改正によれば、サステナビリティ情報の「記載欄」が新設されるとともに、例えば、Scope1・Scope2の GHG 排出量に関する開示が推奨されている。従って、企業としては、サステナビリティ情報等の非財務情報の開示を充実していくことが求められる。

また、同じく 2023 年 1 月 31 日、金融庁は「記述情報の開示の好事例集 2022」(サステナビリティ情報等に関する開示)を公表している<sup>19</sup>。これらの好事例集を参考に、上場企業としてはサステナビリティ情報等に関する開示を充実していくことが期待される。

#### ② コーポレートガバナンス・コード

<sup>16</sup> 下記リンク参照。

<https://gec.jp/jcm/jp/about/>

<sup>17</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220621006/20220421006.html>

<sup>18</sup> 下記金融庁リンク参照。

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/20230131.html>

<sup>19</sup> 下記金融庁リンク参照。

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230131/00.html>

2021年4月6日、金融庁・スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議が「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」を公表している<sup>20</sup>。これによれば、上場企業を中心にTCFD等の国際基準に従ってサステナブル情報開示が求められる。

## (2) 金融機関と Scope3 排出

金融機関についていわゆる Scope3 排出(サプライチェーン排出)を機械的に算出すると、温室効果ガス多排出産業への金融提供が委縮される問題がある。そこで、2023年10月、金融庁・経済産業省・環境省により、「ファイナンスド・エミッションの課題解決に向けた考え方」<sup>21</sup>が公表され、ファイナンスド・エミッションに関する基本的な考え方や算定・開示方法の具体的なあり方について議論がされている。これにより、トラジッションファイナンス等が活性化され、日本全体の排出削減が加速することが期待される。

## (3) ESG ファンド関連

2022年12月15日、金融庁は、「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」を公表し、同行動規範によれば下記のようなルールが設けられている<sup>22</sup>。従って、ESG ファンドのような金融商品を組成する際には、同行動規範を遵守したグリーンウォッシュ対策を実施する必要がある。

## (4) ESG 対応と独占禁法

2023年5月31日、公正取引委員会は、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」を公表した<sup>23</sup>。脱炭素社会を実現するためには同業他社との協力等が必要とされる場合もあるが、そのような協力的行為が競争制限効果がある場合は独占禁止法上の問題が発生しうる。上記ガイドラインは、そのような問題に関する考え方を示すものである。これによれば、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は、新たな技術や優れた商品を生み出す等の教法促進効果を有するものであり、基本的に独占禁止法上問題とならない場合が多いとされる。但し、事業者などの取組が、個々の事業者の価格・数量、技術等を制限し、新たな技術のイノベーションが失われたり、商品・役務の価格の上昇や品質低下が生じるような場合には、独占禁止法上問題となりうるとされる。

## II. カーボン・クレジット等に関する動向(海外)

カーボン・クレジット取引その他、企業の脱炭素戦略に影響を与える海外の主要な動きは、以下のとおりである。

---

<sup>20</sup> 下記金融庁リンクの報告書  
<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210406/01-1.pdf>

<sup>21</sup> 下記金融庁リンク参照。  
[https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20231002\\_2.html](https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20231002_2.html)

<sup>22</sup> 下記金融庁リンク 18 頁以下参照。  
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20221215/01.pdf>

<sup>23</sup> 下記公正取引委員会リンク参照。  
[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230331\\_green.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230331_green.html)

## (1) EU ETS

EU ETS(EU 域内排出量取引制度(European Union Emissions Trading System))とは、2005 年に施行された排出量取引制度であるが、2024 年から改正された EU ETS が運用される予定となっている。主な改正内容は以下のとおりである。

### ア 削減目標の強化

改正前には 2.2%であった削減率を 2024~2027 年に 4.3%、2028~2030 年に 4.4%へと引き上げた。これにより、制度対象施設における 2030 年の排出量上限は、2005 年の EU ETS 導入時に比して 62%削減されることが見込まれる。(2026 年からの無償割り当ての段階的削減と同時に CBAM を部分的に導入し、2034 年の無償割り当て廃止に合わせて、CBAM に完全に置き換えることを予定している)。

### イ 対象の拡大:海上輸送

海上運輸が新たに適用対象に加わり、EU 域内航行は排出の全量が、域内外の航行は排出量の 50%が適用対象となる。

### ウ 無償割当の段階的廃止

これまで無償割当の対象とされてきたセメント、鉄鋼、アルミニウム、肥料、水素については、後述する CBAM の導入に取って代わるため、EU ETS においては 2026 年から段階的に無償配当を減少させ、2034 年には廃止することとなった。

### エ EU ETS II の新設

2027 年より、建築物の暖房、道路輸送、その他 EU ETS が規制対象としていない分野における経済活動による排出される CO<sub>2</sub>に適用される。なお、EU ETS II は 2025 年から施行されるものの、2026 年までは排出量の報告のみを求める。

上記改正のうち、特にイの点について、日本から EU 域内へ輸出する場合及び EU 域内から日本へ輸入する場合のいずれの海運においても、輸送によって排出する CO<sub>2</sub>の 50%分に対して炭素価格が上乘せされることになる。

## (2) CBAM

CBAM(炭素国境調整メカニズム(Carbon Border Adjustment Mechanism))とは、対象部門の輸入品に対して炭素課金を課す炭素国境調整制度である。対象製品は、鉄、鉄鋼、セメント、電力、肥料、アルミニウム、水素等であり、これらの対象製品を EU 域内で製造する場合、EU ETS に基づいての炭素課金が課されるが、CBAM はこれと同等の金額の支払いを、対象製品を EU 域外から輸入する場合にも課す仕組みとなっている。CBAM の対象は適用除外の国(EU ETS を適用する国または EU ETS に完全にリンクした炭素価格制度の対象となっている国)を除くすべての国である。

CBAM 規則上、CBAM の本格的な適用は 2026 年からと定められているが、2023 年 10 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までを移行期間と設定している。移行期間中の取り扱いについては 2023 年 8 月に採

択された CBAM 実施規則において規律され、CBAM 報告書を提出することを義務付けている。なお、移行期間中は報告義務のみが課され、対象製品の輸入に伴って炭素価格と同等の支払義務が生じることはない。

現時点での対象製品は上記のとおりであるが、欧州委員会は、現時点での対象製品を使用したバリューチェーン川下製品のうち、CBAM への追加を検討すべきものを特定して報告しなければならないことが CBAM 規則に規程されている。したがって、バリューチェーン川下製品として、鋼材を使用する自動車部品等が対象製品に含まれる可能性がある。また、同様に CBAM 規則上、欧州委員会は、移行期間が終了する 2025 年 12 月 31 日までに、①現時点では直接排出量しか考慮されない予定の製品について、間接排出量への適用拡大、②対象製品の輸送および輸送サービスにおける排出量への適用拡大、③有機化合物・ポリマー（プラスチックを含む）への適用拡大を検討し報告することとされている。そのため、今後 CBAM 対象製品が拡大される可能性がある。

我が国における対象製品の EU 域内の国々への輸出は極めて少量であるため、現時点での日本企業への影響は限定的であるといえる。しかし、上記のとおり、対象製品の拡大の可能性があり、たとえば自動車等の完成品が対象製品に追加されるような場合には、日本企業への影響が拡大するおそれがある。

### (3) 米国インフレ抑制法

インフレ抑制法 (IRA: Inflation Reduction Act) は、2022 年 8 月に成立した、エネルギー安全保障と気候変動対策に関連した北米での投資に対する税制面での優遇を内容とした法律である。クリーンビークル（バッテリー式電気自動車 (BEV)、プラグインハイブリッド車 (PHEV)、燃料電池車 (FCV) の総称）に関する税額控除については、2023 年度末までにガイダンスが発表される予定であり、同ガイダンスではバッテリーの生産者についても税額控除の対象となることを見込まれている。

### (4) ボランタリー・クレジット関連の動き

海外ボランタリー・クレジット<sup>24</sup>（以下「海外 VCC」という）の取引は活発に行われているが、①パリ合意が目指す目標を世界全体で達成するにはクレジットの供給量が足りない、②グリーンウォッシュ対策が不十分である等の意見があり、海外 VCC については様々な方向性の動きがある。

#### ア ICVCM

The Integrity Council for the Voluntary Carbon Market（以下、「ICVCM」という）<sup>25</sup>は Core Carbon Principle（案）を公表し、海外 VCC の供給量拡大と質の向上を図っている。ICVCM は、2023 年 3 月、コア炭素原則 (CCPs: Core Carbon Principles)、プログラムレベル評価枠組み、評価プロセスを公表している。プログラムレベルの評価枠組みに加えて、カテゴリレベルの評価枠組みが 2023 年 7 月に公表され、これによってクレジットが CCPs を充足しているかを判断できるようになった。

<sup>24</sup> 海外ボランタリー・クレジットとは、海外の NGO 等が中心となり、GHG 排出削減を認証しこれに対してクレジットの発行を認める制度であり、現状、例えば Verified Carbon Standard (VCS)、Gold Standard (GS)、American Carbon Registry (ACR) 又は Climate Action Reserve (CAR) など異なる種類の制度が存在している。

<sup>25</sup> 下記 ICVCM リンク参照。

<https://icvcm.org/>

ICVCMは2023年7月27日、カーボンクレジットの品質ラベルに関する「コアカーボン原則(CCP)」に関する運用ルールを公表している。また、2023年9月15日には、CCPの取得申請が開始されている。これらにより、海外VCCの質と量が向上することが期待される。

#### イ 許認可リスク

近時、海外VCC関連のGHGプロジェクト実施国(例えばインドネシア)等において、GHG削減関連のクレジット移転について許認可等を要求する動きが出ている。従って、海外VCCを含むカーボン・クレジットについて、プロジェクト実施国の許認可リスク等も検証する必要がある。

#### ウ 海外VCCの法的性質に関する議論

海外VCCの法的性質(公法的視点及び私法的視点)については、現状において各法域の議論に委ねられているが、例えば、私法統一国際協会(International Institute for the Unification of Private Law)において、これを統一する試みが進められている<sup>26</sup>。海外VCC関連取引の法的安定性を高めるためには、有益なものと考えられる。

#### (5) デジタル技術活用の動き

海外VCCについては、デジタル技術を活用してカーボン・クレジットをトークン化すること等により取引を活性化する動きがある<sup>27</sup>。日本市場においても、デジタル技術を活用してカーボン・クレジット取引を活性化する動きが注目されるが、①トークン化された場合のトークンの法的性質、②マネーロンダリング対策、③消費者保護等を踏まえて、日本法の観点から検証する必要がある。

#### (6) 非財務情報開示の促進に関する動き

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は2023年6月26日、「一般的な開示要求事項(S1基準)」および「気候関連開示基準(S2基準)」を公表した。S2基準は、GHG排出量の算定および報告の対象として、Scope1、Scope2に加え、Scope3も含めることを明記し、Scope3の排出量の測定には、原則としてGHGプロトコルを適用しなければならないことも明らかにしている。

我が国のサステナビリティ基準委員会は、上記S1/S2基準等を踏まえ、これらに相当する基準(日本版S1/S2基準)の開発を進めている。また、2024年1月1日以降に開始する年次報告期間からS2基準を適用することが求められており、我が国の金融商品取引法等の開示規制の動向も見守る必要がある。

### Ⅲ. カーボン・クレジット取引への取り組み方

<sup>26</sup> <https://www.unidroit.org/work-in-progress/voluntary-carbon-credits/>

<sup>27</sup> 例えば、以下のようなものがある。

Aircarbon Exchange: トークン化されたカーボン・クレジットの取引を扱う市場を創設する。

<https://www.aircarbon.co/>

Carbonplace: 複数の銀行が、ブロックチェーン技術を用いてカーボン・クレジットの取引を扱うプラットフォームを創設する。

<https://carbonplace.com/>

上記のとおり、カーボン・クレジット取引に関する動きは複雑であるが、2030年・2050年という中長期で考えると、政府レベル及び企業レベルのネットゼロを実現するためにカーボン・クレジット取引は必要になると思われる。したがって、例えば下記のような視点でカーボン・クレジット取引に取り組むことが考えられる。

- カーボン・クレジットは、単に購入するだけでなく、組成し売却することもできる。マーケットの需要を見極めながら、カーボン・クレジットの組成に携わることも有益である。
- カーボン・クレジットは多種多様な種類がある。自社の目的に応じて、最適なカーボン・クレジットを見極める必要がある。
- カーボン・クレジットを購入する場合、購入契約における論点やカーボン・クレジットに関する論点（法的側面・会計税務の側面）に慣れておく必要がある。将来の備えとして、少額でもよいのでカーボン・クレジットを購入することが考えられる。

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 宮川 賢司 ([kenji.miyagawa@amt-law.com](mailto:kenji.miyagawa@amt-law.com))  
弁護士 藏野 舞 ([mai.kurano@amt-law.com](mailto:mai.kurano@amt-law.com))  
弁護士 香川 遼太郎 ([ryotaro.kagawa@amt-law.com](mailto:ryotaro.kagawa@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)